

8) 洪水浸水想定区域 (L1: 浸水深) × 緊急輸送道路

国道 315 号や国道 436 号等、多数の第 1 次緊急輸送道路が洪水浸水想定区域 (L1) に含まれている。また、国道 436 号の一部が浸水深 3.0m 以上の区域に重なっており、災害時に道路が通行不能になるおそれがある。

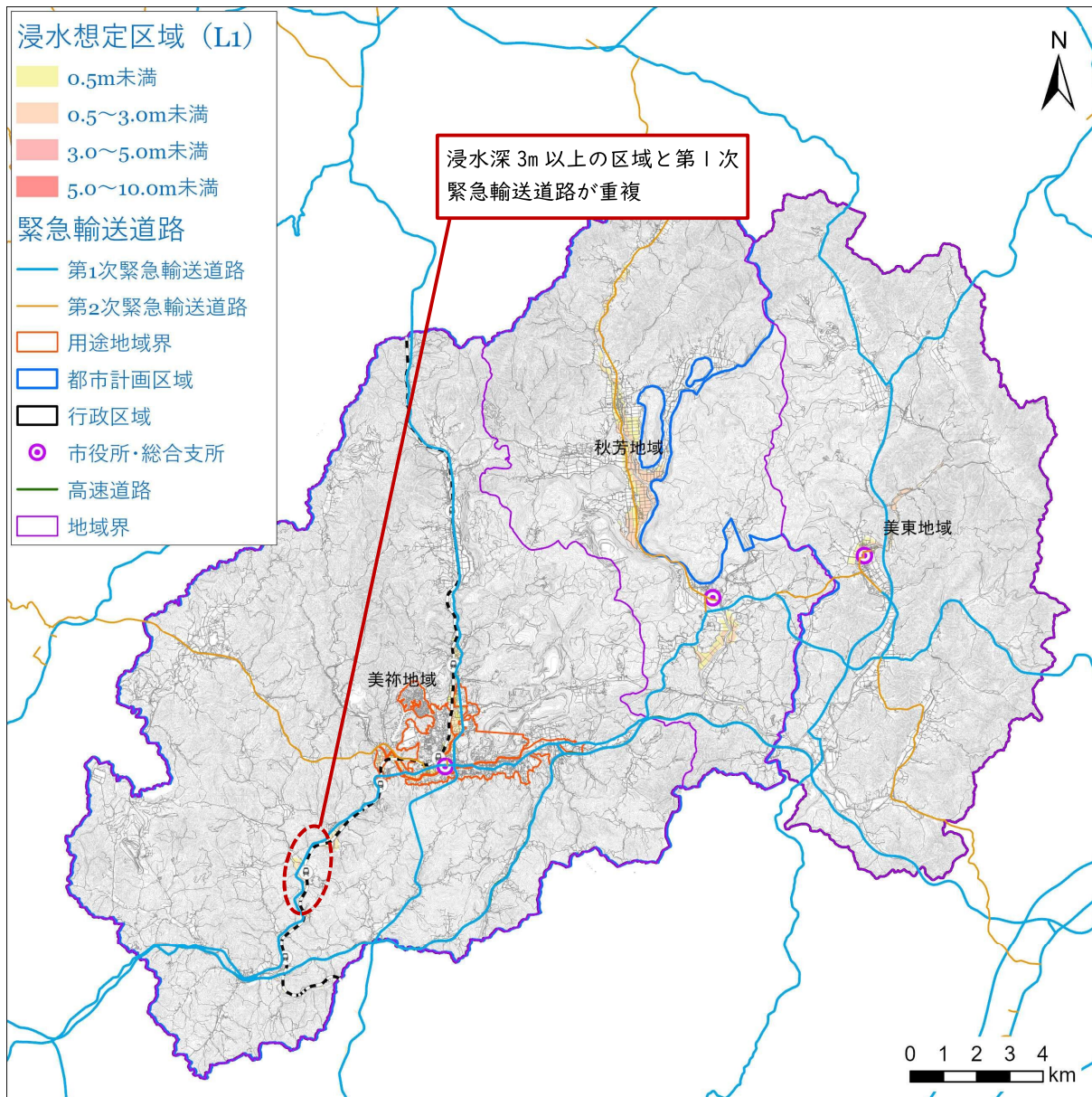


図 7-29 洪水浸水想定区域 (L1) と緊急輸送道路

出典：山口県資料、国土数値情報 (緊急輸送道路)

(2) 土砂災害によるリスク分析

1) 土砂災害特別警戒区域×建物分布

土砂災害特別警戒区域は市内に多数点在しており、区域内での建物の立地も複数みられる。また、用途地域内にも土砂災害特別警戒区域が存在しており、建物の立地がみられる。

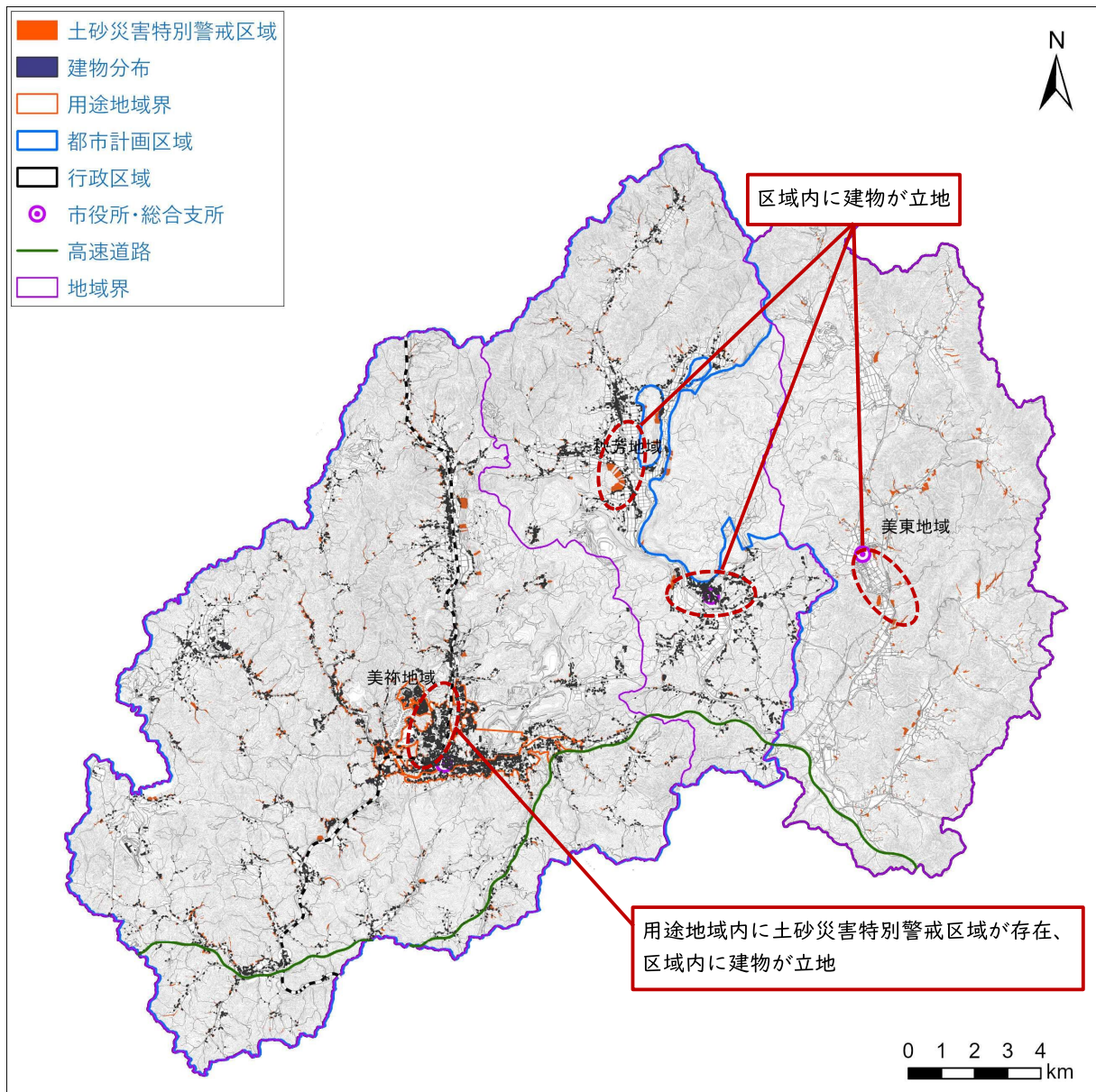


図 7-30 土砂災害特別警戒区域と建物分布

出典：国土数値情報（土砂災害警戒区域）、都市計画基礎調査（2022年度）

2) 土砂災害特別警戒区域×要配慮者利用施設

要配慮者利用施設のうち、美東地域に立地する美東病院の敷地の一部が土砂災害特別警戒区域に指定されている。

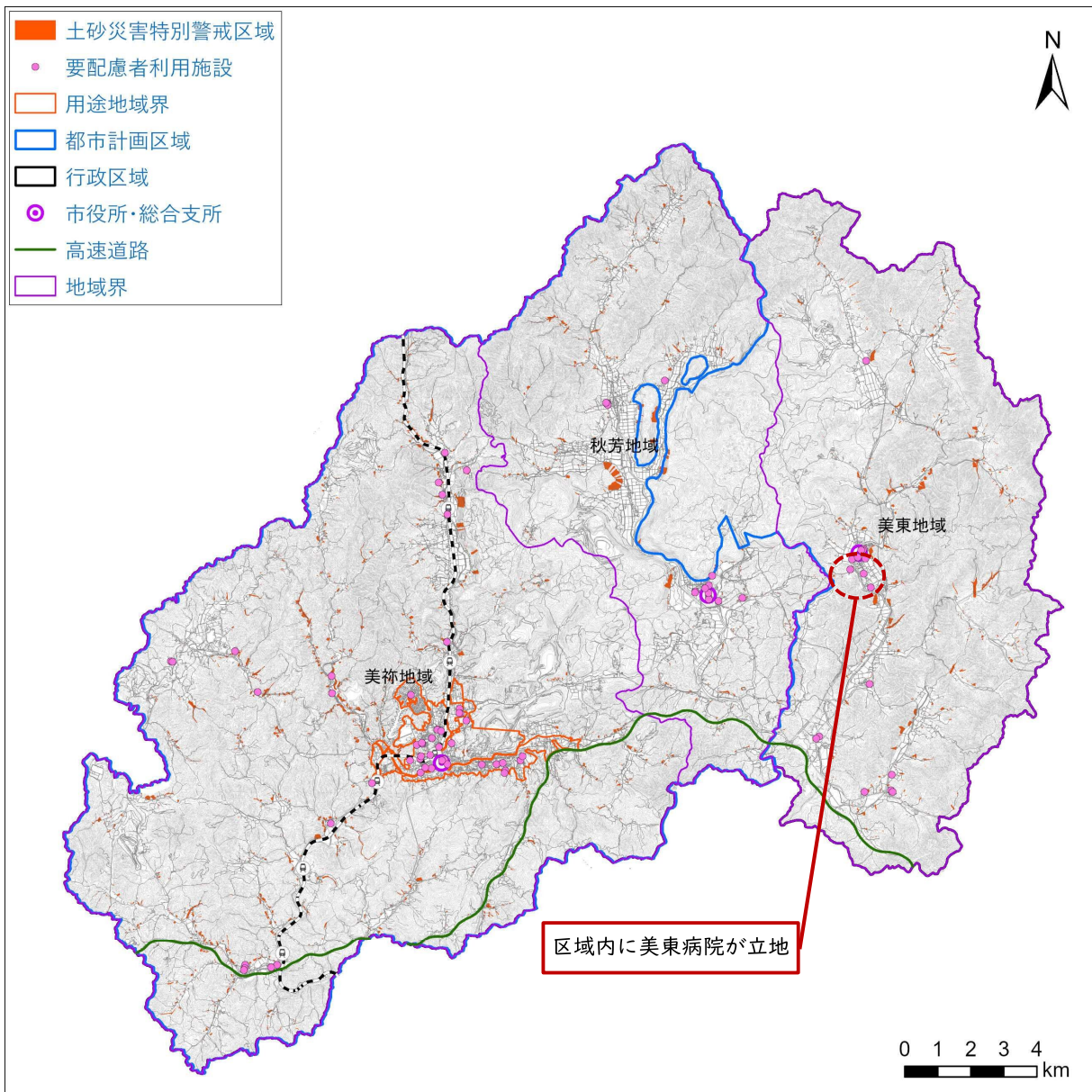


図 7-31 土砂災害特別警戒区域と要配慮者利用施設

出典：国土数値情報（土砂災害警戒区域、福祉施設、医療施設）、美祢市（福祉施設、学校、医療施設）

3) 土砂災害警戒区域×指定避難所・指定緊急避難場所

土砂災害警戒区域は市内に広範囲に点在しており、警戒区域内への指定避難所・指定緊急避難場所の立地もみられる。

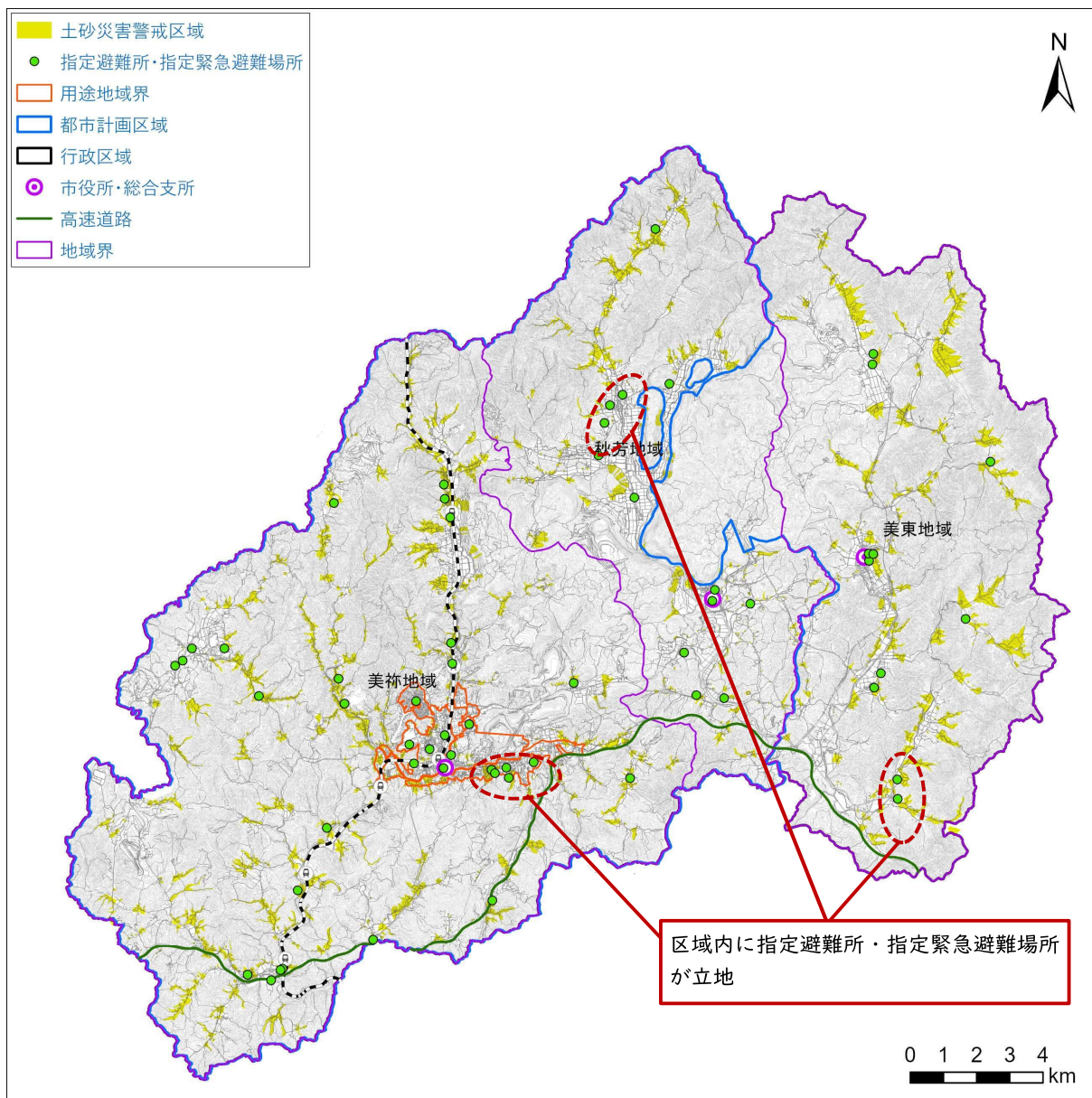


図 7-3 2 土砂災害警戒区域と指定避難所・指定緊急避難場所

出典：国土数値情報（土砂災害警戒区域）、美祢市 HP（指定避難所・指定緊急避難場所）

4) 土砂災害警戒区域×緊急輸送道路

国道 315 号や国道 436 号等、多数の第 1 次緊急輸送道路の一部が、土砂災害警戒区域と重複しており、災害時に道路が通行不能になるおそれがある。

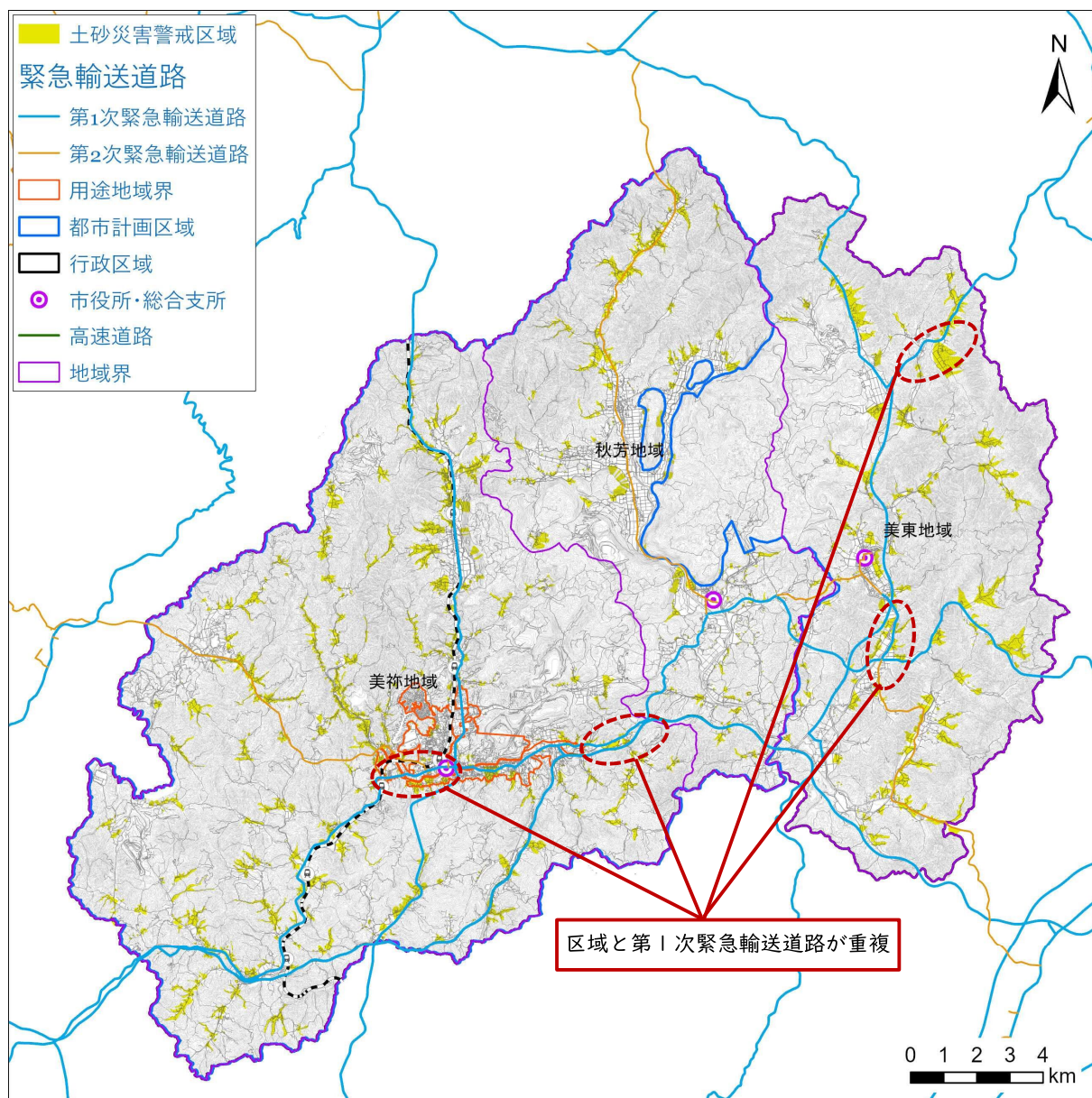


図 7-33 土砂災害警戒区域と緊急輸送道路

出典：国土数値情報（土砂災害警戒区域、緊急輸送道路）

4 地域ごとの防災上の課題の整理

都市計画マスタープランにおける地域区分を踏襲し、本市を美祢地域、秋芳地域、美東地域の3地域に分割して、地域ごとの防災上の課題を整理した。

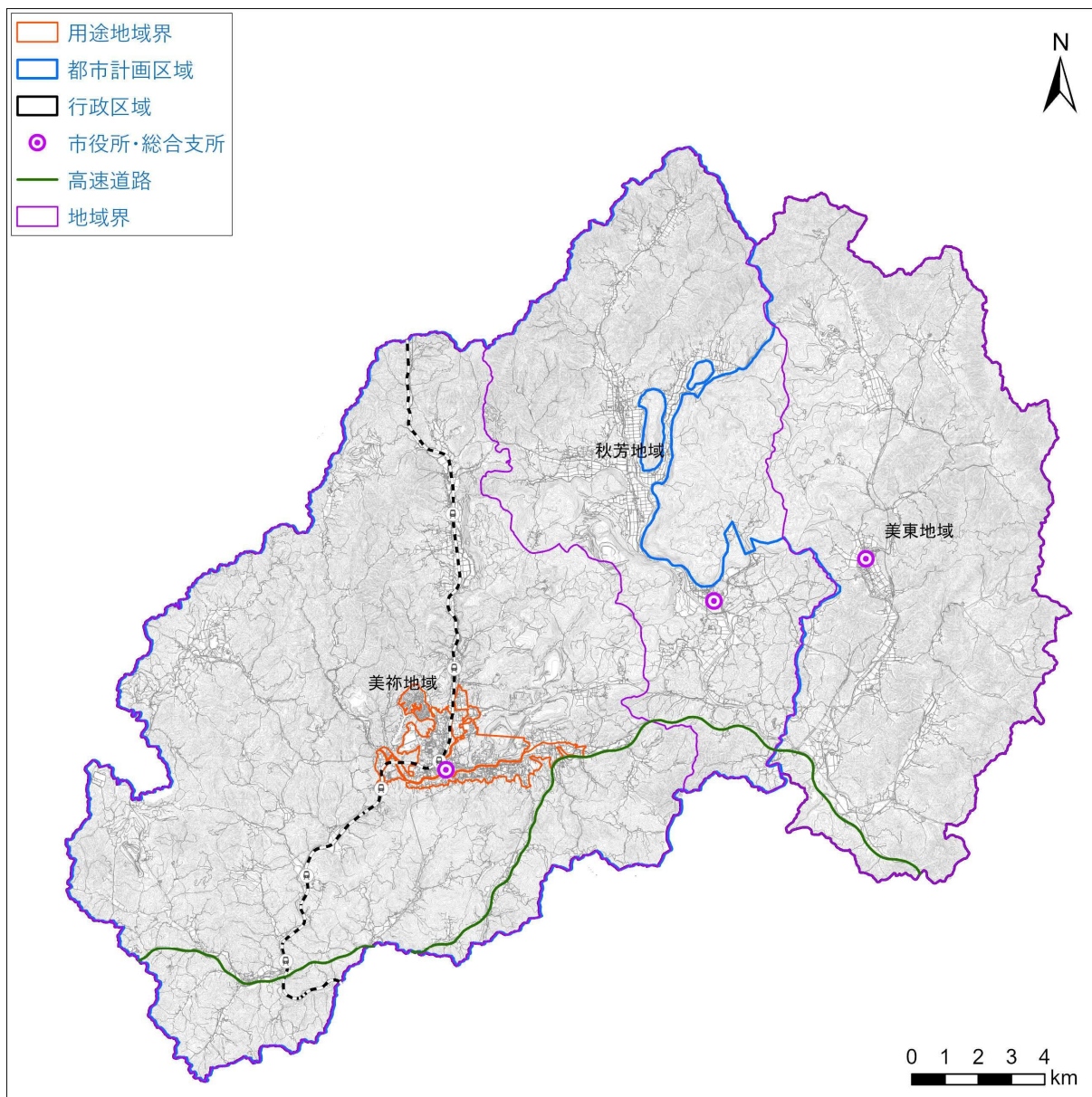


図 7-34 地域区分図

4.1 美祢地域における防災上の課題

表 7-5 美祢地域における防災上の課題一覧

災害種別	防災上の課題
洪水災害	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域内の浸水深 (L2) 0.5~3.0m 未満の箇所に建物が分布しており、建物上層階への垂直避難による住民等の安全確保が必要となる。 浸水想定区域内に、平屋建ての建物や要配慮者利用施設、指定避難所・指定緊急避難場所が立地しており、迅速な避難体制の構築が求められる。 浸水深 3.0m 以上の箇所や家屋倒壊等氾濫想定区域に緊急輸送道路が含まれており、災害時に道路が寸断されるおそれがある。
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域内を含む広範囲に土砂災害特別警戒区域が指定されており、区域内に建物が立地しているため、移転等も含めた対応が必要である。 土砂災害警戒区域やその周辺に要配慮者利用施設や指定避難所・指定緊急避難場所が立地しているため、円滑な避難体制の構築や危険箇所の調査等、事前の対策が必要となる。 土砂災害警戒区域に緊急輸送道路が含まれており、道路が寸断されるおそれがある。



図 7-35 美祢地域における防災上の課題

4.2 秋芳地域における防災上の課題

表 7-6 秋芳地域における防災上の課題一覧

災害種別	防災上の課題
洪水災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合支所周辺の浸水深 (L2) 0.5~3.0m 未満の箇所に建物が分布しており、建物上層階への垂直避難による住民等の安全確保が必要となる。 ・ 浸水想定区域内に、平屋建ての建物や要配慮者利用施設、指定避難所・指定緊急避難場所が立地しており、迅速な避難体制の構築が求められる。 ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域に緊急輸送道路が含まれており、災害時に道路が寸断されるおそれがある。
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の広範囲に土砂災害警戒区域が指定されており、区域内に建物や指定避難所・指定緊急避難場所が立地しているため、迅速な避難が求められる。 ・ 緊急輸送道路の一部が土砂災害警戒区域に含まれており、災害時に道路が寸断されるおそれがある。



図 7-36 秋芳地域における防災上の課題

4.3 美東地域における防災上の課題

表 7-7 美東地域における防災上の課題一覧

災害種別	防災上の課題
洪水災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合支所周辺の浸水深 (L2) 0.5~3.0m 未満の箇所に建物が分布しており、建物上層階への垂直避難による住民等の安全確保が必要となる。 ・ 浸水想定区域内に、平屋建ての建物や要配慮者利用施設、指定避難所・指定緊急避難場所が立地しており、迅速な避難体制の構築が求められる。 ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域に緊急輸送道路が含まれており、災害時に道路が寸断されるおそれがある。
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の広範囲に土砂災害警戒区域が指定されており、区域内に建物や要配慮者利用施設、指定避難所・指定緊急避難場所が立地しているため、迅速な避難が求められる。 ・ 緊急輸送道路の一部が土砂災害警戒区域に含まれており、災害時に道路が寸断されるおそれがある。

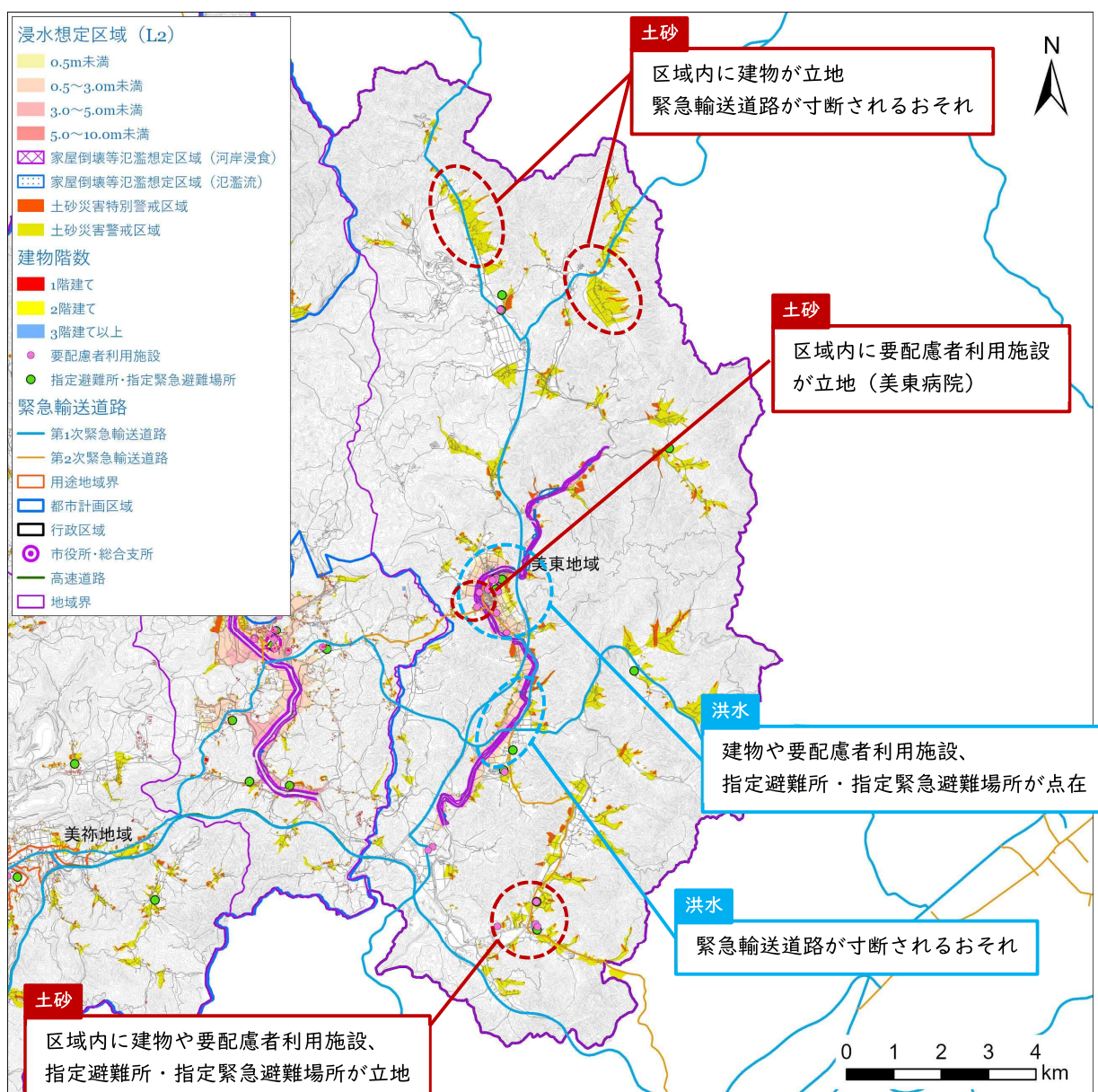


図 7-37 美東地域における防災上の課題

5 防災まちづくりの将来像・取組方針

防災・減災対策の推進に向けては、「美祢市都市計画マスタープラン」の基本方針の一つとしてあげられている『安全・安心に暮らすまちをつくる。』を防災指針における将来像として位置づけるとともに、本市の防災に係る各種計画との整合を図り、以下の方針に基づいて取組を進めていく。

■防災まちづくりの将来像

安全・安心に暮らすまちをつくる。

出典：美祢市都市計画マスタープラン

■防災指針における対応方針（ターゲット）

備（そな）える ～安心に住み続けられるまちへ～

◇防災に関する目標

- いかなる大規模自然災害が発生しようとも
- ① 命の保護が最大限図られること
 - ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
 - ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ④ 迅速な復旧復興

出典：美祢市国土強靱化地域計画

◇防災指針における取組方針

○災害リスクの回避

⇒災害時に被害が発生しないようにする（回避する）ための取組

○災害リスクの低減

⇒【ハード】浸水対策や土砂災害防止のための整備等

⇒【ソフト】氾濫の発生に際し、確実な避難や経済被害軽減、早期の復旧・復興のための対策

出典：防災指針の検討について（2020.9.29 国土交通省）

6 具体的な取組・スケジュール

6.1 具体的な取組

美祢市都市計画マスタープランや美祢市地域防災計画、美祢市国土強靱化地域計画等の関連計画との整合を図りつつ、「災害リスクの回避」「災害リスクの低減」に必要なハード、ソフトの取組を推進し、防災まちづくりの実現を目指す。

(1) 洪水災害リスクに対する取組

●取組①-1 災害リスクが高いエリアの居住誘導区域からの除外【立地適正化計画】

- 家屋倒壊等氾濫想定区域は、家屋の流失・倒壊をもたらすような氾濫が発生するおそれがある区域であり、人命被害に直結する可能性が懸念されることから、居住誘導区域に含めないこととする。
- 浸水深3.0m以上(L2)では、建物の2階床下ほどまで浸水するおそれがあり、3階以上への垂直避難か指定避難所への水平避難が必要になる。洪水浸水想定区域内に含まれる建物のほとんどが3階未満の建物となっていることから、垂直避難が困難になる可能性がある浸水深3.0m以上の区域については、居住誘導区域に含めないこととする。

●取組①-2 河川の拡幅や護岸の整備等【流域治水プロジェクト】

- 洪水による氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として、美祢市だけでなく県や関係機関と連携し、河川改修や河川浚渫、河川管理施設の老朽化対策を推進する。

●取組①-3 内水対策の促進【国土強靱化地域計画】

- 近年の豪雨の頻発・激甚化による浸水被害の未然防止や軽減・最小化を図るため、雨水排水施設の維持・管理と整備を推進する。

●取組①-4 浸水想定区域図やハザードマップ等の作成・周知【流域治水プロジェクト、国土強靱化地域計画】

- 被害の軽減、早期復旧・復興のための取組として、浸水想定区域図やハザードマップの作成・周知を行い、住民に対し浸水想定区域や避難所等に関する情報を周知する。

(2) 土砂災害リスクに対する取組

●取組②-1 災害リスクが高いエリアの居住誘導区域からの除外【立地適正化計画】

- 人命・財産上の被害に直結するおそれが高い土砂災害特別警戒区域（災害レッドゾーン）は居住誘導区域に含めないこととする。また、より安全な居住環境を確保するため、土砂災害警戒区域（地すべりによるもの）についても居住誘導区域に含めないこととする。

●取組②-2 土砂災害対策の推進【国土強靱化地域計画】

- 土砂災害により大規模な被害が発生しないよう、緊急性の高い箇所については対策施設の新設や老朽化対策を県と連携し推進する。
- 急傾斜地等の土砂災害により人命・財産に被害が及ぶ危険がある箇所については、県や関係機関と連携して対策に取り組む。
- 急傾斜崩壊対策施設について、老朽化による機能低下を防止して所定の機能や性能が確保できるよう県や関係機関と連携して老朽化対策に取り組む。

(3) 共通の取組

●取組③-1 防災拠点となる公共施設等の強化【国土強靱化地域計画】

- 各施設ごとに耐震性を備えるよう、国等が示す設計指針をもとに公共施設等の耐震性の強化を図っていく。
- 災害発生時の避難所としての利用や、年齢や障害の有無等にかかわらず地域のコミュニティの拠点として、誰もが安全・安心かつ快適に利用することができるよう機能強化を図っていく。
- 救助・救急活動等の中枢的な役割を担う防災活動拠点となる消防施設の機能を確保するため、消防施設の耐震化等を促進する。

●取組③-2 防災教育の推進【国土強靱化地域計画】

- 学校教育や避難・伝達訓練、防災関係者や専門家による防災出前授業の実施等の様々な取組を通じて、防災意識を高め、自助・共助となる力の育成を図る。

●取組③-3 避難体制の整備【国土強靱化地域計画】

- 多数の者が利用する施設では、要配慮者の利用を想定し、実効性のある避難確保計画の作成を推進する。
- 大規模災害に備え、地元住民による自主的な避難所運営ができる体制を整えていく。
- 地域における率先避難・呼びかけ避難体制づくりを進めていくとともに、自主防災組織役員や自治会長、消防団員、防災士等を、避難を牽引するリーダーとして養成することで、確実な避難行動につなげていく。

●取組③-4 住宅・建築物等の耐震化【国土強靱化地域計画】

- 地震による住宅や多数の者が利用する建築物等の倒壊被害等から市民を守るため、耐震化の普及啓発を図るとともに、耐震診断・耐震改修を支援し、耐震化を促進する。

●取組③-5 多様な情報伝達手段の確保【国土強靱化地域計画】

- 市民の適切な避難行動につながるよう、迅速かつ的確な防災情報の伝達に向け、さらなる多重化に努め、定期的な情報伝達訓練を実施する。
- 情報の素早い収集・整理と効率的な利活用のため、災害対応に必要な情報を災害対策本部で一元化して、関係機関で共有する仕組みづくりを図る。

●取組③-6 道路の防災対策の推進【国土強靱化地域計画】

- 大規模災害時の緊急輸送路を確保するため、緊急輸送道路上の橋梁等の耐震補強、法面の防災対策、市街地における幹線道路等の整備を進める。避難・救助活動、応急復旧活動等に備えて地震・洪水・土砂災害対策等の道路の防災対策を着実に推進する。

●取組③-7 地域防災力の充実強化【国土強靱化地域計画】

- 各種ハザードマップや研修の開催等を通じて防災知識の普及・啓発を図るとともに、市民や民間事業者等が参加する防災訓練を通じて平時から防災意識の醸成を図る。
- 地域防災の要である自主防災組織の活動の活性化を支援するとともに、自主防災組織等による地域ぐるみの防災活動を促進する。
- 地域ぐるみによる防災活動の促進、防災意識の醸成に係る取組等を通じて、自主防災組織の育成や消防団員の確保等防災の担い手づくりの取組を進める。

6.2 取組スケジュール

前項で示した具体的な取組は、以下の取組スケジュールに基づき推進する。
 なお、防災指針に関連する目標値は、第8章「目標値の設定」に掲載する。

表 7-8 取組スケジュール

取組	実施主体	スケジュール		
		短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
①-1 ②-1	市	本計画の策定に合わせて実施		
①-2	県・市	●————→		
①-3	市	●————→		
①-4	県・市	●————→		
②-2	県・市	●————→		
③-1	市・事業者	●————→		
③-2	市	●————→		
③-3	市・市民	●————→		
③-4	市・事業者・市民	●————→		
③-5	市	●————→		
③-6	県・市	●————→		
③-7	市・事業者・市民	●————→		